

後見等申立て用チェックシート

後見等開始の申立てには、以下の①～⑳の書類等が必要になります。本シート末尾の注と★1～4の書面を参照して準備し、チェック欄を利用して提出漏れがないようにしてください(★1～4の書面の裁判所への提出は不要です。)

- ★1 成年後見申立ての手引 ※ 必ず熟読してください。なお、下記表の右端欄に該当頁を記載しています。
- ★2 後見等開始申立書等記載例集【提出書類①～⑩、⑳関係】
- ★3 診断書を作成していただく医師の方へ【提出書類⑭⑮関係】 ※ 診断書作成を依頼する医師にお渡しください。
- ★4 「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ【提出書類⑯関係】
※ 本人情報シートを作成を依頼する福祉関係者にお渡しください。

提出書類等の名称	✓	★1手引
① 後見・保佐・補助開始等申立書 ★2参照 ※ 申立書の標題及び「申立ての趣旨」欄に、「後見」「保佐」「補助」の該当部分の口にし点(チェック)を付しているか御確認ください。		8頁
② 【保佐・補助開始申立てで代理権付与を求める場合】代理行為目録 ★2参照		3,4頁
③ 【補助開始申立てで同意権付与を求める場合】同意行為目録 ★2参照		
④ 申立事情説明書 ★2参照		/
⑤ 親族関係図 ★2参照		/
⑥ 親族の意見書 ★2参照		17頁
⑦ 後見人等候補者事情説明書 ★2参照		/
⑧ 財産目録 ★2参照		
⑨ 【本人を相続人とする相続財産がある場合】相続財産目録 ★2参照		14頁
⑩ 収支予定表 ★2参照		
⑪ 本人の戸籍謄本(全部事項証明書)(発行から3か月以内のもの)		/
⑫ 本人の住民票又は戸籍附票(発行から3か月以内のもの)		/
⑬ 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票(発行から3か月以内のもの) ※ 成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本(登記事項証明書)		/
⑭ 本人の診断書(発行から3か月以内のもの) ★3参照		
⑮ 診断書付票 ★3参照		9,16頁
⑯ 本人情報シートの写し ※原本は診断書の作成を依頼する医師にお渡しください。 ★4参照		
⑰ 本人の健康状態に関する資料(介護保険認定書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳などの写し)		/
⑱ 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書(発行から3か月以内のもの)		9頁
⑲ 本人の財産に関する資料の写し		14,15頁
⑲ 本人の収支に関する資料の写し		
⑳ 【保佐・補助開始申立ての場合】 ★2参照 本人の同意書及び同意権・代理権を要する行為に関する資料(契約書写しなど)		3,4頁
㉑ 収入印紙 【申立て手数料】 ・後見又は保佐開始：収入印紙800円分 ・保佐又は補助開始＋代理権付与：収入印紙1,600円分 ・保佐又は補助開始＋同意権付与：収入印紙1,600円分 ・保佐又は補助開始＋代理権付与＋同意権付与：収入印紙2,400円分 【登記手数料】 収入印紙2,600円分		9頁
㉒ 郵便切手 ・後見3,850円(500円×4枚,110円×5枚,100円×5枚,50円×10枚,20円×10枚,10円×10枚) ・保佐・補助4,350円(500円×6枚,110円×5枚,100円×5枚,20円×10枚,10円×10枚)		

- (注) ※ 個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。
- ※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。
 - ※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
 - ※ 鑑定を実施する場合は、別途鑑定料等が必要になります。
 - ※ 裁判所の庁舎内では収入印紙及び郵便切手の販売を行っていません。
 - ※ ①及び⑫について外国籍の方は、国籍の記載がある住民票を提出してください。